

株式の併合に関する事後開示書面

(会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める書面)

2025 年 9 月 1 日
BEENOS 株式会社

2025年9月1日

東京都品川区西五反田八丁目4番13号
BEENOS 株式会社
代表取締役 執行役員社長 直井 聖太

株式の併合に関する事後開示書面

(会社法第182条の6第1項及び会社法施行規則第33条の10に定める書面)

当社は、2025年7月28日開催の当社臨時株主総会における決議に基づき、2025年9月1日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

本株式併合に関し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第182条の6第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）第33条の10に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 株式の併合がその効力を生じた日（効力発生日）
2025年9月1日
2. 会社法第182条の3の規定による請求に係る手続の経過
当社の株主から当社に対し、効力発生日までに、会社法第182条の3の規定による請求は行われませんでした。
3. 会社法第182条の4の規定による手続の経過
当社は、2025年7月29日付で、本株式併合に関する会社法第180条第2項各号に掲げる事項を電子公告の方法により公告しましたが、効力発生日の前日までに、1名の株主から、当社株式100株について会社法第182条の4第1項の規定による株式買取請求を行う旨の書面を受領しました。
4. 株式併合が効力を生じた時における発行済株式の総数
4株
5. その他の本株式併合に関する重要な事項
 - (1) 当社株式は、2025年8月28日付で、株式会社東京証券取引所プライム市場において上場廃止となりました。
 - (2) 本株式併合により、LINE ヤフー株式会社以外の株主の皆様が所有していた当社株式の数は、1株に満たない端数となっております。

以 上